

赤磐市訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目					合算 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単位	日割の場合	÷ 30.4日	39 単位	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		(2)1週に2回程度の場合 2349単位	日割の場合	÷ 30.4日	77 単位	2,349	1月につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	日割の場合	÷ 30.4日	123 单位	3,727	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割						123	1月につき
A2 1321	訪問型独自サービス13	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287 単位	287	1回につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合			179 单位	179	
A2 2411	訪問型独自サービス21		(二)所要時間45分以上の場合			220 单位	220	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163 单位	163	
A2 2621	訪問型独自サービス23	高齢者虐待防止指置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	12 単位減算	-12	1月につき
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(2)1週に2回程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	1 单位減算	-1	1月につき	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		(3)1週に2回を超える程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	23 单位減算	-23	1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1 单位減算	-1	1月につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 单位減算	-3	1回につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合			2 单位減算	-2	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(二)所要時間45分以上の場合			2 单位減算	-2	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 单位減算	-2	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	12 单位減算	-12	1月につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)1週に2回程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	1 单位減算	-1	1月につき	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(3)1週に2回を超える程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	23 单位減算	-23	1月につき	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				1 单位減算	-1	1月につき	
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行なう場合	(1)1週に1回程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	1 单位減算	-1	1月につき	
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		(2)1週に2回程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	23 单位減算	-23	1月につき	
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(3)1週に2回を超える程度の場合 日割の場合	÷ 30.4日	1 单位減算	-1	1月につき	
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				23 单位減算	-23	1月につき	
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	中山間地域等における小規模事業所加算	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 单位減算	-3	1回につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合			2 单位減算	-2	
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		(二)所要時間45分以上の場合			2 单位減算	-2	
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 单位減算	-2	
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23	特別地域加算	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 单位減算	-3	1回につき
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合			2 单位減算	-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		(二)所要時間45分以上の場合			2 单位減算	-2	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 单位減算	-2	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物の利用者又はそれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算				1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算				
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15% 加算				
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 15% 加算				
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算				
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5% 加算				
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算				
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算				
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		所定単位数の 10% 加算				
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I			所定単位数の 10% 加算				
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100			
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 单位加算	200		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	ホ 口腔連携強化加算	50 单位加算	50			
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 245/1000 加算				
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の 224/1000 加算				
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 182/1000 加算				
			(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 145/1000 加算				